

給電指令時補給電力要綱

平成26年4月1日 実施

九州電力株式会社

給電指令時補給電力要綱

目 次

1	適 用	1
2	契 約 の 締 結	1
3	料 金	1
4	給電指令時補給電力料金	1
5	給電指令時補給電力量の算定	2
6	料金の算定期間	2
7	支払義務の発生および支払期日	2
8	支 払 方 法	3
9	違 約 金	3
10	そ の 他	4
附	則	5
別	表	6

1 適 用

- (1) 当社が、当社の託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（以下「託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕」といいます。）または託送供給約款〔特定電気事業用〕（以下「託送約款〔特定電気事業用〕」といいます。）を適用し、接続供給を実施するにあたり、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕33（給電指令の実施等）(3)および(4)または託送約款〔特定電気事業用〕31（給電指令の実施等）(3)および(4)により電気を供給する場合の料金その他の供給条件は、この給電指令時補給電力要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。
- (2) 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の供給条件は、変更後の給電指令時補給電力要綱によります。

2 契 約 の 締 結

当社は、接続供給契約の締結にあわせて、必要な事項について、契約者と給電指令時補給電力契約を締結いたします。この場合、この要綱における契約者、代表契約者（契約者が複数の場合に限り、ます。）、発電場所、需要場所、事業場所および契約期間は、それぞれ当該接続供給契約と同一としていただきます。

3 料 金

料金は、4（給電指令時補給電力料金）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

4 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、5（給電指令時補給電力量の算定）により算定されたその1月の給電指令時補給電力量によって算定いたします。た

だし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	1 2 円 2 1 銭
-------------	-------------

5 給電指令時補給電力量の算定

給電指令時補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

$$\text{給電指令時補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続受電電力量}$$

なお、料金の算定期間の給電指令時補給電力量は、30分ごとの給電指令時補給電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

6 料金の算定期間

料金の算定期間は、当該接続供給契約の料金の算定期間と同じといたします。

7 支払義務の発生および支払期日

(1) 料金の支払義務は、当該接続供給契約のその1月の料金の支払義務発生日に発生いたします。

(2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

8 支 払 方 法

- (1) 料金は、毎月、当該接続供給契約の料金と同時に、当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものとしたします。

- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する当該接続供給契約の料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

9 違 約 金

- (1) 契約者が、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用することにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定し

た期間といたします。

10 そ の 他

- (1) その他の事項については，託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕または託送約款〔特定電気事業用〕に定めるところによるものといたします。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

附

則

附 則

(この要綱の実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施いたします。

別 表

別 表

(燃 料 費 調 整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times \quad$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1490$$

$$= 0.2575$$

$$= 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の給電指令時補給電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等の通知

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。